

特別報告

# 世界人権宣言三十五周年を迎えて

友 永 健 三

(一)

先ほどの部落解放同盟の上杉委員長のあいさつにもありましたように、今年是世界人権宣言三十五周年という記念すべき年にあたっています。御承知のようにこの世界人権宣言は第二次世界大戦の痛烈な反省の中から生まれたものです。つまり人権がふみにじられて差別が強まっている中で、あのような戦争が起こってきたし、また虐殺がおこなわれた、ということの反省の中から、これらのことを繰り返さないために日常不断に差別を撤廃して人権を守っていくことの趣旨から、一九四八年十二月十日に国連で採択されたわけであります。

それから今年で三十五周年ということになります。私は

いくつかのところでこの世界人権宣言三十五周年の重要性を訴えさせてもらっていますが、それらの会場で「今年が世界人権宣言三十五周年だということをご存知ですか」と聞きますと、四分の一ぐらいの参加者しかご存知ないわけです。さらに世界人権宣言の条文を読まれたことがありませんかと聞きますと、一人か二人しか読まれた方はおられないというのが現状です。

(二)

一九四八年に世界人権宣言が採択されて以後、世界的な人権擁護の流れは前進してきています。その一番典型的なもののが国際人権規約です。これは世界人権宣言をさらに発展させ、その後の新しい内容も盛り込み法的拘束力を持た

名	称	総会決議番号	採択年月日	表決結果	発効年月日	批准または加入国	日本の批准状況
一	ジェノサイド条約	二六〇(II)	一九四八・二・九	五六・〇・〇	一九五二・一・二二	八九	
二	人身売買および他人の売春の搾取の防止に関する条約	三二七(IV)	一九四九・二・二	三五・二・一五	一九五二・七・二五	五三	◎
三	難民の地位に関する条約	全権会議	一九五二・七・二八	二四・〇・〇	一九五四・四・二二	九〇	◎
四	国際訂正権に関する条約	六三〇(VII)	一九五二・二・二六	二五・二・二〇	一九六二・八・二四	一一	
五	女性の政治的権利に関する条約	六四〇(VIII)	一九五二・二・二〇	四六・〇・〇	一九五四・七・七	九〇	◎
六	一九二六年奴隷条約改正議定書	七九四(VIII)	一九五三・二・二三	五〇・〇・一	一九五五・七・七	四六	
七	無国籍者の地位に関する条約	全権会議	一九五四・九・二八	一九・〇・二	一九六〇・六・六	三二	
八	奴隷制、奴隷貿易および奴隷制類似の制度・慣行の廃止に関する補充条約	全権会議	一九五六・九・四	四〇・〇・三	一九五七・四・三〇	九六	
九	既婚女性の国籍に関する条約	一〇四六(XI)	一九五七・一・二九	四七・〇・二四	一九五八・八・二一	五四	
一〇	無国籍の減少に関する条約	全権会議	一九六一・八・二一	二一・〇・七末	一九六四・二・九	三二	
一一	婚姻の同意、婚姻最低年齢および婚姻に関する条約	一七六三(A)(XXII)	一九六二・二・七	九〇・〇・七	一九六四・二・九	三一	
一二	あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約	二一〇六(A)(XX)	一九六五・二・二一	一〇六・〇・一	一九六九・一・四	一一五	
一三	経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約	二二〇〇(XXI)	一九六六・二・二六	一〇五・〇・〇	一九七六・一・三	七三	◎
一四	市民のおよび政治的権利に関する国際規約	"	"	一〇六・〇・〇	一九七六・三・三	七〇	◎
一五	同上についての選択議定書	"	"	六六・二・三八	一九七六・三・三	二七	
一六	難民の地位に関する議定書	二一九八(XXI)	"	九一・〇・一五	一九七六・一〇・四	九〇	◎
一七	戦争犯罪および人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約	二三九一(XXVIII)	一九六八・二・二六	五八・七・三六	一九七〇・一一・二六	二三	
一八	アパルトヘイト罪の鎮圧および処罰に関する国際条約	三〇六八(XXVIII)	一九七三・二・三〇	九一・四・二六末	発効	六七	
一九	女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約	三四一八〇	一九七九・二・二八	一三〇・〇・一一	一九八一・九・三	三九	

せた「人権に関する世界の憲法」とでもいうべきものです。

これらの世界人権宣言や国際人権規約はいわば総論的なもので、各論としてそれぞれの差別や人権侵害をなくすための条約ができており、国連だけでも十九の条約が現在までに採択されてきています。(一九の条約一覽参照)

国連はまた、毎年いくつかの強調事項を決めておりますが、例えば国際婦人年や国際障害者年などのとり決めがそのうですが、そういう企画を通じて差別を撤廃するためのとりくみをつみ重ねてきています。

その他に十年間の行動計画を策定し、差別を撤廃するというとりくみを戦後一貫して続けてきているわけです。

日本国内をみましても、一九七九年には、日本もついに国際人権規約を批准しておりますし、一九八一年には難民条約にも批准をしています。みなさん方と共にとり組みました「同和対策新法」も「法打ち切り」という危険性が多分にあったわけですが、問題点を孕みながらも成立を見ました。あるいは再審の問題についてもここ数年來、たて続けに再審が認められる状態が生まれつつあるわけです。

(三)

世界人権宣言が採択されて以降こういった前進の流れがつづいてきているわけですが、一方、ここ数年來、非常に

危険な動きも強く出てきています。国家予算をみましても、全体がマイナス・シーリングという攻撃がかけられているのに軍備だけが突出して計上されています。ところが昨年の「同和」予算は一三・二兆という戦後始まって以来の大規模な削減がおこなわれています。

他方で、失業、不況が深刻化して、その影響もあって、差別落書きや差別投書がふえ、悪質化してきています。昨年十二月には、大阪東郵便局で部落解放研究会会長宛に直接「〇〇のエタよ、職場をやめてしまえ」という露骨な差別内容に満ち満ちた投書が送られてきています。あるいは今年の二月には部落解放センターの近くにある大浪橋(大阪市大正区)の橋梁にて「部落民死ね」というスプレアの落書きが発見されています。こういった非常に悪質な事件が増えてきています。

昨年十二月に反差別国際会議をやりましたが、アメリカにおいても人種差別団体K・K・K(クー・クラックス・クラン)が公然と首都ワシントンで集会をやりデモをやるといふ動きがあったことがアメリカ代表から出されておりました。イギリスやヨーロッパでも有色人種に対する暴力的な攻撃までおこっています。そういう動きが最近、世界的に強まっています。

## (四)

このような動きの中で、実は一昨年末の国連総会で一九八三年が世界人権宣言三十五周年にあたるので積極的なとりくみをしようとの決議が採択されました。

この一九八一年十二月の国連決議の内容は資料を参照していただきたいのですが、実は、この国連総会で日本は決議文に賛成していたのですが、この決議の外務省訳が出されたのは一九八二年十一月二十七日であり、一年近くも国民の前に決議の存在を知らさなかったのです。

その間、われわれは世界人権宣言三十五周年にむけて国連レベルで何らかのとりくみがあるはずだということ調査する中で東京外国語大学の斎藤恵彦教授の協力で決議を手に入れ、外務省が公表するより先の一九八二年九月に解放新聞中央版を通じて紹介いたしました。その後、外務省と交渉を積み重ね、ようやくその年の十一月末に外務省仮訳が公表されたわけでありました。この国連決議をみていただきますと、まず、人権というものがおそろかにされ、ふみにじられているということが、戦争や残虐行為をもたらしたということを反省し、教育を通じて世界人権宣言の考え方を徹底的に普及する機会として三十五周年を活用していこう、という趣旨の前書きがあります。

した。  
他府県の動きをみますと、長野県でも実行委員会が結成される予定です。福岡県でも同様のとりくみが進められています。又、九月一日には中央段階でも三十五周年実行委員会をつくらうとのよびかけもなされております。

## (六)

世界人権宣言三十五周年に関する国連決議の中の「人権に関する未批准の条約の批准を促進する」という項目に着目する必要があります。日本が未だ批准していない条約の中でも、女性差別撤廃条約とともに人種差別撤廃条約の批准運動を大々的に開始していく必要があります。

この人種差別撤廃条約については研究所より『人種差別撤廃条約の早期批准のために』と題した解説書を出版しておりますのでご活用していただきたいと思っております。この条約は、インドの代表が提案した経緯もあり、部落問題を含む身分遺制問題をも対象とした条約となっております。世界的には人種差別が最も多いということで名称は「人種差別撤廃条約」となっていますが、日本の部落問題、インドのカースト問題をもふくむものとなっております。この条文をみますと、現在、日本で「同和」対策事業としてやられて

そして、国連加盟国や民間団体にに対し具体的に十一の項目をあげてとりくみをよびかけています。例えば、十二月十日を人権デーにするとか、その当日にメッセージを発表するとか、人権に関する未批准の条約の批准を促進する、あるいは人権に関する組織を強めること、特に教育のあらゆるレベルにおいて人権に関する指導計画を奨励する、等々の事項をあげています。

## (五)

そこでわれわれとしては、この国連決議を最大限武器にして、具体的なとりくみを実施させなければならぬということ、大阪では三月四日に国際人権規約大阪府民会議や部落解放同盟大阪府連をはじめ三〇団体が加盟する「世界人権宣言三十五周年大阪実行委員会」を結成し、これまで四回の会合を積み重ね、ポスター配布、記念品の頒布、十二月十日に大々的な集会の開催などを準備しています。

さらにこの実行委員会でも何もかもしてしまうのではなく、各地域、職場、学園でこの三十五周年の決議を生かした創意工夫あるとりくみをやり、それを集約していこうという考え方を打ち出しています。この七月二十二日にも大阪府下の市町村ごとの実行委員会を作るための集会を開催しま

おりますような施策、つまり劣悪な実態がある場合には特別の措置をもってその事態を改善していくという考え方だけではなく、特にファシズムを思わせるような悪質な差別煽動、差別行為を厳格に法律で禁止しなければならぬことを、はっきりと具体的にうたっています。さらにもう一つの特徴として、教育と文化を通じて偏見をとりぞいでいかなければならないということも条文の中でははっきりと明記しています。

この条約はすでに国連加盟国の三分の二以上の一一一カ国が批准しています。従って、日本も早晚批准しなければならぬところに来ているわけです。しかし、日本政府はいまだに批准の意志を示していないのですが、これは政府にやる気がないという問題だけでなく、批准を求める運動がないということが問題です。私はその意味ではこの人種差別撤廃条約を批准させるということが、われわれの要求する「部落解放基本法」やあらゆる差別を撤廃するための法律を制定させるという課題の外堀をうめることになると思っております。その点では、今年の世界人権宣言三十五周年を記念したとりくみを、国連決議を武器に広汎な実行委員会を組織する中で各地域、職場、学園でとりくむ必要があります。

織を解散せずに人種差別撤廃条約の批准運動、さらには部落解放基本法制定運動やあらゆる差別をなくすための法律制定につなげていく必要があります。その点では、本日の研究者集会に大阪だけでなく全国各地から多くの方々が参加して頂いておりますので、是非、三十五周年を記念したとりくみを広げていただきたいということをお願いいたします。まして、本日の特別報告にかえたいと思います。

(注)この原稿は去る七月三日おこなわれた報告をもとに、加筆修正を加えたものです。

#### 資料①

### 国連総会決議(三六/一六九)

#### 「世界人権宣言三十五周年記念

#### 行事」(仮訳)

総会は、

一九八三年が「全ての人々と全ての国とが達成すべき共通の基準」として樹立され、過去においても現在においても人権と基本的自由の擁護と促進に向けての国内的及び国際的努力を啓発する根源となっている世界人権宣言の三十

五周年の記念する年であることを考慮し、

人権の完全なる享受のため人権は全ての人類に確保されなければならない、且つ、この目的は特に指導及び教育を通じて人権が全ての人に周知されなければならないことを認識し、

この観点から、総会は宣言採択に際し、「社会の各個人及び各機関がこの世界人権宣言を常に念頭に置きながら、これらの権利と自由の尊重を指導及び教育によって促進すること」を要請したことを想起し、

同宣言三〇周年記念行事に関する一九七七年二月一日付決議三二/一二三を想起し、

加盟国、専門機関及び人権の擁護と促進に係わる全ての政府、非政府国際機関に対し、世界人権宣言三十五周年が国際理解、協力及び平和並びに人権の全世界的かつ効果的な尊重を促進するために特別な努力を払うべき機会であることを確保するため、特に正規の学校制度内外における教育的アプローチに主眼を置きつつ、適切な措置をとることを訴え、

同宣言三十五周年に適切な意義づけを行うことを希望し、同宣言三十五周年記念に関する事務総長覚書に含まれている提案に感謝の念をもって留意し、

1 加盟国、専門機関、地域的政府間機関及び非政府機関

- 2 事務総長に対し、同宣言三十五周年を記念するため本決議の附属に含まれているような適切な措置をとるよう招請する。
- 3 国連郵政部に対し、同宣言三十五周年の機会に記念切手発行を検討するよう招請する。
- 4 第三八回総会の仮議題に「世界人権宣言の三十五年・市民的・政治的、経済的、社会的、文化的権利の促進及び享受のための国際協力」との議題を含めることを決定し、この議題が本会議で審議されるべきことを勧告する。
- 5 一九八三年一月一日に同宣言三十五周年を記念するための特別会合を開催することを決定し、事務総長に対し、本会合のプログラムのため必要な準備を行うよう要請する。

#### 附 属

世界人権宣言三十五周年記念のための行事案

- 1 国内レベルでの行動案として以下の事項が考えられる。
  - (a) 一九八三年十二月十日を正式に人権日と宣言する。

- (b) 一九八三年十二月十日に国家元首、政府の長又はその他の著名なる民間人による特別メッセージを发出する。
- (c) 人権日に国会その他公的、私的機関の特別会合を行う。
- (d) 人権の分野における国際連合の国際条約(特に婦人の権利に関する条約を含む。)を未だ批准又は加入していない国はこれら条約の締約国となるよう特別の努力を行う。
- (e) 人権の促進及び擁護のための国家的あるいは地方的機関を設立又は強化する。
- (f) 教育のあらゆるレベルにおいて人権に関する指導計画を奨励する。
- (g) 少数者の言語を含む国家的言語で世界人権宣言を周知させる。
- (h) 一九八三年内に初日カバー及び特別の消印のついた人権切手を発行する。
- (i) 非政府機関が記念行事に参加し、独自の行事を組織することを奨励する。
- (j) 人権問題に関して準備された現行の十年間及び国際年の枠内においてそれを支持する活動を実施する。
- (k) 「世界人権宣言が我々世代に如何なる意味を有する

か」という題のもとに中・高校生を対象の特別論文コンテストを開催する。

2 とりわけ以下の措置が国連レベルで措かれるべきであることを勧告する。

(a) 一九八三年十二月十日前後に国連本部、ジュネーブ国連本部、ウィーン国際センターにおいて記念行事を開催する。

(b) 一九八三年にジュネーブにおいて、人権に関する国際基準の実施に関する各国の経験を討議するための特別国際セミナーを開催する。

(c) 世界人権宣言の重要性及び人権と基本的自由の効果的享受を確保するため国連の果たした役割及び業績に対する注意を喚起し、且つ強調するために適切な公的情報、放送、視聴覚材料を国連広報部を通じて配布する。

(d) 国連のすべての公用語で「人権・国連の国際条約編纂」及び「人権分野における国連の活動」の最新改訂版を発行する。

(e) 世界人権宣言三五周年を記念する国連の適切なポスターを作成し配布する。

一九八二年十一月二七日国連局政治課

## 人種差別撤廃条約の 早期批准のために

B 6判 172頁 定価 700円

もくじ

- 人権の国際的保護と人種差別撤廃条約……金 東 勲
- 国連と人権………齊藤恵彦
- 人種差別撤廃条約の批准運動をまきおこそう …友永健三
- 資料(人種差別撤廃条約、ILO111号条約、マスメディア宣言他)

社団法人 部落解放研究所

〒556  
大阪市浪速区久保吉1-6-12  
電話(06) 568-1300